

会 議 録

1 会議名

平成28年度第4回上越市同和対策等審議会

2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 第3回上越市同和対策等審議会での意見に対する回答
- (2) 第7章 高齢者の社会参画の推進と社会福祉の充実（案）について
- (3) 第8章 子どもの人権の確保（案）について
- (4) 第9章 さまざまな人権問題への対応（案）について

3 開催日時

平成28年11月24日（木）午後2時00分から午後4時30分まで

4 開催場所

上越市役所木田庁舎 4階 401会議室

5 傍聴人の数

0人

6 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（順不同、敬称略）

- ・委員：荻原 キミ子、宇賀田房代、橋本 良子、嶋田 守雄、寺田 喜男、磯貝 芳彦、
小林 晃彦、金井 昭平、中戸 正子、横山 宣子、大塚 和雄、佐藤 睦子
- ・担当課：広報対話課 小嶋課長、市民安全課 有澤係長、共生まちづくり課 串橋課長、
福祉課 牛木参事、高齢者支援課 笹川課長、健康づくり推進課 田中副課長、
保育課 秋山参事、こども課 内藤課長、若竹寮 小嶋副所長、こども発達支援
センター 駒澤センター長、すこやかなくらし支援室 小林副室長、教育総務課
本間副課長、学校教育課 中村管理指導主事、社会教育課 大山課長
- ・事務局：笠原自治・市民環境部長、人権・同和対策室 渡邊室長、小林係長

7 発言の内容（要旨）

- (1) 第3回上越市同和対策等審議会での意見に対する回答（説明者：渡邊室長）
- (2) 第7章 高齢者の社会参画の推進と社会福祉の充実（案）について（説明者：渡邊室長）
（中戸副会長）

1 ページ4行目に高齢化率のパーセント表示があるが、例えば人数等の数字を併記しておくと、読む人に受け入れられやすいと思う。

また、26行目の「数多く存在しています」は「数多くいます」、2ページ4行目の「家族」を「家族等」に改めてよい。

(小林委員)

1ページの6行目の「持って」は「もって」と表記すべきである。

27行目は、引用文のため「あなたが高齢者の人権が尊重されていないと感じるのはどのような時ですか」と括弧を付けてよい。

(磯貝委員)

1ページ8行目は、出典元からの引用でないので、括弧は外してよい。

23行目の「高齢社会問題への取組は、加齢に伴う判断能力の低下や身体機能の減退は個々人で差があり」の表現は、分かりやすく修正する必要がある。

2ページ8行目の「家族や親族等の養護者や介護施設職員」は「家族及び親族等の養護者並びに介護施設職員」、11行目の「達成感」は「生きがい」に改めてよいと思う。

[施策の基本方向]3行目の「国、県、人権擁護機関、民間人権団体」は「国・県・人権擁護機関・民間人権団体」と表記すべきである。

(寺田会長)

[施策の基本方向]に[実施施策]の内容が散見されるので、再度検討いただきたい。

(渡邊室長)

[実施施策]には、具体的な事業を記述するように心がける。

(寺田会長)

4ページ1行目から3行目までの1段落は、次の段落と同内容の繰り返しとなるため、全て削除してよい。

15行目の「人権思想の普及高揚を図っていかなくてはなりません」は「高齢者の人権について市民の理解を深めてまいります。」に改めてよい。

(中戸副会長)

4ページ12行目の「高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てる啓発・教育」は尊敬しすぎている感じを受けるため、適切な表現に改めた方がよい。

(寺田会長)

[施策の基本方向](3)の「学習内容をつくります」に対応する実施施策が不明である。また「学習内容」は適切な表現に改めた方がよい。

(中戸副会長)

4 ページ 5 行目の「高齢者と」は「高齢者が」に改めてよい。

(小林委員)

5 ページ 第 3 節の 7 行目「さらに」は「更に」に改めてよい。同じく 8 行目の「このような状況を踏まえ」は、文章構成上見直しが必要である。

6 ページ [施策の基本方向] (3) の 2 行目「ハード面、ソフト面における」は例示を挿入するなど、わかりやすく伝える工夫をした方がよい。

(寺田会長)

6 ページ [実施施策] (1) 「就業機会の確保」は基本方向と同じ内容でよいのだが、施策らしい表現に修正してみてはどうか。

(磯貝委員)

5 ページ 第 3 節 1 1 行目に「さまざまな」または「我が国」「意思」等、繰り返し使用される単語は文章全体で整合性が図られているか、検討いただきたい。

6 ページ [実施施策] (3) の「提供し」は一文の中で重複している。

6 ページ [実施施策] (4) の「利用者を思いやる取組」を「利用者に配慮した運営・管理等の取組」に改めてよい。

(中戸副会長)

公的機関である公共職業安定所から、高齢者の社会参画の取組を記述いただいてもよいのではないか。

(金井委員)

高齢者で働ける企業は少ないため、案文のような記述でよいと考えている。

(寺田会長)

7 ページ [施策の基本方向] (2) は、別内容の文章が混在しているため、段落を分けた方がよいと思う。また「苦情・相談体制」という言葉が適切であるか検討いただきたい。

(中戸副会長)

7 ページ 3 行目の「の創造」は削除してよい。8 ページ [実施施策] (1) の「活用開催」という表現は適切であるか。

(寺田会長)

7 ページ [施策の基本方向] は、全体的に基本方向と実施施策が同内容でわかりやすいが、実施施策は少し踏み込んで記述した方がよいと思う。

また、8 ページ 実施施策 (1) 「従来から」は削除して端的に記述してよいと思う。そし

て[実施施策](1)(2)は文章全体を再度検討いただきたい。

(中戸副会長)

第3節の表題にある「参画」と「参加」の言葉の使い方の違いを、検討いただきたい。

(3) 第8章 子どもの人権の確保(案)について(説明者:小林係長)

(寺田会長)

1ページ10行目「地域社会環境」は「地域・社会環境」に改めてよい。

(小林委員)

1ページ1行目は、「子どもは、その生育する家庭や地域等の社会環境に大きく影響され成長していく。この視点に立って現在の社会環境を見ると」に改めてよい。

7行目冒頭の一文は、人権を巡る問題の背景として適切な表現なのか疑問である。

9行目に「子どもを取巻く大人社会の道徳的な規範意識の低下」とあるが、根拠が明白ではないし、低下しているとは言えないと思う。

6行目は「子どもの問題が深刻化しています」に改めてよい。

2ページ1行目のいじめに関する記述には、市、市教委、県のいじめ対策を講じてきていることも掲載していただきたい。

[施策の基本方向](2)では、「早期発見」について記述されていない。

[実施施策]1行目「早期発見のため」がどこまで係るのか、文章構成が不明確である。

3ページ[実施施策](5)の「女子」は「女性」とした方が適切である。

4ページ[実施施策](18)の性同一性障害を持つ児童生徒への対応については、研修が必要と思うので、充分記述してほしい。

(寺田会長)

2ページ[実施施策](2)の中に目的語が2つあるので、項目を分けたらよいと思う。また「相談支援」の記述は適切であるか。

(すこやかなくらし支援室 小林副室長)

日常的に「相談」と「支援」の両方の意味で「相談支援」を使っている。

(寺田会長)

2ページ[実施施策](1)の見出しの「進捗管理」は「推進」、本文の「実現に努めます」を「実現のために進捗管理を行います」に改めてよい。

3ページ[実施施策](12)の「電話による教育相談」は「電話相談(子どもほっとライ

ン)」とし、[実施施策]（11）と（12）の表現を統一して「電話相談及び来所相談」に改めてよい。

（寺田会長）

5 ページ[実施施策]（2）は、本文の初めを「子どもの権利についてのきめ細かい啓発活動のため、広報紙、市ホームページなど各種情報提供媒体を活用します」と改めてよい。

6 ページ[実施施策]（3）の本文は、目的・具体的な施策を順番に説明するため、前後の文章を逆にした方がよいと思う。

（磯貝委員）

6 ページ[施策の基本方向] 3 行目を「自他を大切にすることを育みます」とし、「子ども達」等の表記も散見されるので「子ども」に統一してはどうか。

（寺田会長）

7 ページ[実施施策]（2） 3 行目の「職員の資質向上のため」は「教職員のための研修を実施します」に改めてよい。

[実施施策]（4）に記述する支援の具体的内容について教えていただきたい。

（保育課 秋山参事）

具体的な支援については、3 歳児以降の年間指導計画内に「保育に関わる配慮事項」を記載し支援を行っている。

（小林委員）

8 ページ第3 節[施策の基本方向] 2 行目の「子どもの主体性の低下」とあるが、根拠が示されていないので、この一文を削除してよいと思う。

（寺田会長）

本文を「心豊かで、思いやりのある子どもたちの育成を進めるため、ふるさと上越の豊かで特色ある地域資源を活用した体験活動を実施します」に改めてよい。

（中戸副会長）

8 ページ[実施施策]（5）の「家庭力」は適切な言葉に改めていただきたい。

（佐藤委員）

国際交流センターの「青少年国際交流事業」を実施施策に入れてはどうか。

（中戸副会長）

父子家庭に対する手当以外の支援はないのか。

（こども課 内藤課長）

具体的な事業としての支援策はないと思う。

(寺田会長)

11 ページ[実施施策] (11) 学校教育法の条番号を記載してもらいたい。

(小林委員)

10 ページ第4節1行目の「国籍、民族、宗教、言語」には、どの実施施策が当てはまるかを確認していただきたい。

(渡邊室長)

国際交流の観点からの意見もあるので、これらも含めて再検討することとする。

(4) 第9章 さまざまな人権問題 (案) について (説明者：小林係長)

(磯貝委員)

1 ページ8行目は「新潟県固有の人権問題」、同ページの [現状と課題] 8行目は「銭湯等への入場拒否」に改めてよい。

(小林委員)

第9章の各項目は「新潟県人権教育基本方針」と教職員の指導の手引に網羅されている。学校教育課は、教職員の研修等を全項目に含めてはどうか。

(寺田会長)

3 ページ [施策の基本方向] は「難病患者の人権問題の解決を図るため国、県、人権擁護機関、民間人権団体等との連携」に改めてよい。またこの行に関わらず、各項目において人権総合計画であることを意識して記述するべきだと思う。

6 ページ [施策の基本方向] インターネットによる人権侵害について、モラル向上のための啓発活動について記述しているので、実施施策に反映させるべきである。

8 問合せ先

自治・市民環境部共生まちづくり課人権・同和対策室 Tel025-526-5111 (内線1442)

E-mail : jdtaisaku@city.joetsu.lg.jp

9 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。